

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月24日
【中間会計期間】	第18期中（自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日）
【会社名】	モジュール株式会社
【英訳名】	modulat inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 門村 研三
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03 - 3454 - 2061
【事務連絡者氏名】	ファイナンス&アカウンティング サービス マネージャー 本間 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03 - 3454 - 2061
【事務連絡者氏名】	ファイナンス&アカウンティング サービス マネージャー 本間 浩一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 6月1日 至平成28年 11月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 5月31日
売上高 (千円)	-	-	995,131	1,945,491	1,987,675
経常利益 (千円)	-	-	171,288	122,826	171,998
中間(当期)純利益又は当期 純損失() (千円)	-	-	125,072	33,948	237,064
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	304,219	254,219	304,219
発行済株式総数 (株)	-	-	1,470,000	1,370,000	1,470,000
純資産額 (千円)	-	-	330,543	355,211	208,806
総資産額 (千円)	-	-	2,105,558	2,922,937	2,464,373
1株当たり純資産額 (円)	-	-	237.52	275.49	147.83
1株当たり中間(当期)純利 益金額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	-	-	91.13	25.37	181.91
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	20.00	-
自己資本比率 (%)	-	-	15.5	12.0	8.2
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	158,465	63,919	343,677
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	71,309	794,216	163,837
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	132,986	1,178,352	406,623
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	-	-	312,946	759,871	533,088
従業員数 (人)	-	-	76	69	76
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(0)	(0)	(0)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、第16期中及び第17期中については、四半期報告書を提出しており、中間財務諸表を作成していないため、当該経営指標等については記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

5. 当社は、平成28年11月1日付で東京証券取引所JASDAQ市場を上場廃止となっており、第18期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第16期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年11月30日現在

従業員数（人）	76(0)
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、全体として緩やかな回復基調が続きました。一方、設備投資は持ち直しの動きに足踏みがみられる等、一部に改善の遅れがあり、景気の先行きについては依然として不透明な状態が続いております。

このような環境の中、「増収増益の実現」「ビジネスモデルの拡大」「メンバーの強化」などに取り組んでまいりました。

・ITサービス売上

当社の本業である「継続ITサービス」の売上は、前事業年度に引き続き堅調に推移し、「一時的ITサービス」の売上は、商品売上の増加もあり順調に推移しました。その結果、ITサービスの売上高は761,829千円となりました。

・商品売上

商品売上については、一部のお客様において大型案件が続き、順調に推移しました。その結果、商品売上は233,301千円となりました。

利益面につきましては、総利益の増加により、順調に利益を確保しております。

以上により、当社の当中間会計期間の業績は、売上高995,131千円、営業利益169,057千円、経常利益171,288千円、中間純利益125,072千円となりました。

なお、当社の事業はITアウトソース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、前事業年度の決算期変更に伴い、当中間会計期間は比較対象となる前中間会計期間と対象期間が異なるため、対前年同期比は記載しておりません。（以下、「(2) キャッシュ・フロー」、「2 生産、受注及び販売の状況」においても同じ。）

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は312,946千円となり、前事業年度末と比較して、220,141千円の減少となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、158,465千円となりました。これは主に、税引前中間純利益124,731千円、減価償却費72,251千円、売上債権の減少額44,482千円等があったものの、課徴金引当金の減少額19,560千円、損害補償金の支払額205,000千円、前受金の減少額196,062千円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、71,309千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出5,940千円、敷金及び保証金の差入による支出10,524千円等があったものの、有形固定資産の売却による収入49,565千円、無形固定資産の売却による収入11,316千円、定期預金の払戻による収入30,000千円等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、132,986千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出131,476千円等があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ITサービス売上	418,656	-	1,993,599	-
商品売上	226,850	-	14,799	-
合計	645,507	-	2,008,398	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ITサービス売上	761,829	-
商品売上	233,301	-
合計	995,131	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
セコムトラストシステムズ株式会社	511,422	51.39
いすゞシステムサービス株式会社	103,806	10.43

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当中間会計期間末における総資産は前事業年度末に比べ358,814千円減少し、2,105,558千円となりました。これは、主に現金及び預金の減少、固定資産の減価償却並びに一部売却による減少等によるものです。

負債合計は、前事業年度末に比べ480,551千円減少し、1,775,015千円となりました。これは、買掛金や前受金、損害補償損失引当金の減少及び長期借入金の返済による減少等によるものです。

純資産は、前事業年度末に比べ121,737千円増加し330,543千円となりました。これは、中間純利益の計上による利益剰余金の増加によるものです。

なお、自己資本比率は前事業年度末と比較して7.3ポイント増加し、15.5%となりました。

(2) 経営成績の分析

当社の当中間会計期間の業績は、売上高995,131千円、営業利益169,057千円、経常利益171,288千円、中間純利益125,072千円となりました。

なお、事業の業績概要は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」の項目をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」の項目をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間中に次の主要な設備を売却しており、その内容は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (人)
			有形固定資産	無形固定資産	
			賃貸用資産	賃貸用資産	
本社 (東京都港区)	ITアウトソース事業	サーバー設備等	49,340	11,316	-

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成28年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,470,000	1,470,000	非上場	単元株式数 100株
計	1,470,000	1,470,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成26年11月19日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成28年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,474(注)1	1,474(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,400(注)1	147,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	833(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年7月1日 至平成36年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 864 資本組入額 432(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金833円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される当期純利益が1.4億円を超過した場合に、当該利益水準を最初に超過した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、行使期間の末日まで行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用や決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成28年1月6日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成28年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	2,000(注)1,2	2,000(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2,000	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000(注)1,2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年1月22日 至 平成31年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,006.7 資本組入額 発行価格の2分の1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で割当株式数を調整する。

2 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

各本新株予約権の一部行使はできない。また、下記4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金670円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年6月1日～ 平成28年11月30日		1,470,000		304,219		81,558

(6) 【大株主の状況】

平成28年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
松村 明	東京都港区	453,300	30.84
前田 正治	大阪府大阪市生野区	83,700	5.69
松木 守	東京都小平市	50,500	3.44
飯塚 麻実	東京都大田区	40,000	2.72
菅原 敏彦	宮城県仙台市青葉区	30,000	2.04
木原 和彦	埼玉県戸田市	30,000	2.04
高松 忠行	東京都江戸川区	30,000	2.04
山下 良久	奈良県奈良市	29,900	2.03
渡部 真理	東京都杉並区	21,000	1.43
岩本 葉子	神奈川県横浜市都筑区	18,700	1.27
計	-	787,100	53.54

(注) 上記のほか、自己株式が97,578株あります。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 97,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,372,300	13,723	
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	1,470,000		
総株主の議決権		13,723	

【自己株式等】

平成28年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
モジュール株式会社	東京都港区芝五丁目25番11号	97,500		97,500	6.63
計		97,500		97,500	6.63

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	1,005	1,010	517	369	308	-
最低(円)	850	480	342	165	163	-

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所JASDAQ市場におけるものです。

2. 平成28年11月1日付で上場廃止したことに伴い、最終取引日である平成28年10月31日までの株価について記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

(2) 当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表は作成しておりません。したがって、前中間会計期間との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成28年6月1日から平成28年11月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士上野宜春により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 613,088	2 362,946
売掛金	132,520	88,038
商品	7,784	1,097
仕掛品	722	4,214
リース投資資産	80,035	81,875
仮払金	347,524	347,415
預け金	-	68,000
その他	95,406	99,023
貸倒引当金	147,805	147,481
流動資産合計	1,129,276	905,130
固定資産		
有形固定資産		
賃貸用資産(純額)	139,346	54,531
建設仮勘定	151,298	151,298
その他(純額)	10,569	9,107
有形固定資産合計	1 301,214	1 214,937
無形固定資産		
ソフトウェア	16,838	12,252
賃貸用資産	61,597	19,680
ソフトウェア仮勘定	680,930	680,930
無形固定資産合計	759,367	712,863
投資その他の資産		
投資有価証券	186,559	179,926
長期貸付金	-	1,296
その他	87,955	91,404
投資その他の資産合計	274,515	272,627
固定資産合計	1,335,096	1,200,428
資産合計	2,464,373	2,105,558
負債の部		
流動負債		
買掛金	51,037	20,551
1年内返済予定の長期借入金	2, 3 379,852	2, 3 336,386
前受金	392,454	196,391
課徴金引当金	19,560	-
損害補償損失引当金	205,000	-
未払法人税等	-	2,145
預り金	9,487	106,591
その他	117,099	126,884
流動負債合計	1,174,490	788,951
固定負債		
長期借入金	2, 3 1,049,674	2, 3 961,664
その他	31,403	24,400
固定負債合計	1,081,077	986,064
負債合計	2,255,567	1,775,015

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	304,219	304,219
資本剰余金		
資本準備金	81,558	81,558
資本剰余金合計	81,558	81,558
利益剰余金		
利益準備金	9,361	9,361
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	140,156	15,083
利益剰余金合計	130,795	5,722
自己株式	93,990	94,008
株主資本合計	160,993	286,048
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41,903	39,925
評価・換算差額等合計	41,903	39,925
新株予約権	5,909	4,569
純資産合計	208,806	330,543
負債純資産合計	2,464,373	2,105,558

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)
売上高	995,131
売上原価	635,024
売上総利益	360,106
販売費及び一般管理費	191,049
営業利益	169,057
営業外収益	19,840
営業外費用	27,608
経常利益	171,288
特別損失	346,557
税引前中間純利益	124,731
法人税、住民税及び事業税	664
法人税等調整額	1,004
法人税等合計	340
中間純利益	125,072

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	304,219	81,558	81,558	9,361	140,156	130,795	93,990	160,993	
当中間期変動額									
中間純利益					125,072	125,072		125,072	
自己株式の取得							18	18	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	125,072	125,072	18	125,054	
当中間期末残高	304,219	81,558	81,558	9,361	15,083	5,722	94,008	286,048	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	41,903	41,903	5,909	208,806
当中間期変動額				
中間純利益				125,072
自己株式の取得				18
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,977	1,977	1,340	3,317
当中間期変動額合計	1,977	1,977	1,340	121,737
当中間期末残高	39,925	39,925	4,569	330,543

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	124,731
減価償却費	72,251
減損損失	5,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	324
課徴金引当金の増減額(は減少)	19,560
リース債権及びリース投資資産の増減額(は増加)	2,337
受取利息及び受取配当金	1,253
デリバティブ評価損益(は益)	6,120
支払利息	7,108
固定資産除売却損益(は益)	206
売上債権の増減額(は増加)	44,482
たな卸資産の増減額(は増加)	3,193
前払費用の増減額(は増加)	2,863
長期前払費用の増減額(は増加)	7,006
仕入債務の増減額(は減少)	30,485
未払金の増減額(は減少)	6,547
未払費用の増減額(は減少)	2,596
前受金の増減額(は減少)	196,062
未払消費税等の増減額(は減少)	9,861
その他	22,785
小計	46,887
利息及び配当金の受取額	661
利息の支払額	3,345
法人税等の支払額	8,715
法人税等の還付額	11,046
損害補償金の支払額	205,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	158,465
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	307
有形固定資産の売却による収入	49,565
無形固定資産の取得による支出	5,940
無形固定資産の売却による収入	11,316
投資有価証券の取得による支出	1,227
貸付けによる支出	2,250
貸付金の回収による収入	606
敷金及び保証金の差入による支出	10,524
敷金及び保証金の回収による収入	70
定期預金の払戻による収入	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,309
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	131,476
自己株式の取得による支出	18
自己新株予約権の取得による支出	1,340
配当金の支払額	152
財務活動によるキャッシュ・フロー	132,986
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	220,141
現金及び現金同等物の期首残高	533,088
現金及び現金同等物の中間期末残高	312,946

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) 賃貸用資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を償却期間とする定額法を採用しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得した賃貸用資産について、有形固定資産についてはリース期間を耐用年数とする定率法、無形固定資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

レンタル資産

見積貸与期間を償却年数とし、当該期間内に定額償却する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 課徴金引当金

課徴金の支払いに備えるため、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に基づく金額を計上しております。

(3) 損賠補償損失引当金

損害補償の支払いによる損失に備えるため、補償履行による損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。

金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。

長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。

長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。

金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
	665,449千円	608,985千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
現金及び預金	80,000千円	50,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	40,800千円	40,800千円
長期借入金	87,800	67,400
計	128,600	108,200

3 財務制限条項

当社は、金融機関数社とシンジケートローン契約を締結しております。当該契約による借入及び取引銀行1行との借入については、一定の財務制限条項が付されており、これらの条件に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	168,684千円	168,684千円
長期借入金	897,996	878,004
計	1,066,680	1,046,688

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
当座貸越極度額の総額	250,000千円	100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	250,000	100,000

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)
受取利息	795千円
受取手数料	1,920
デリバティブ評価益	6,120

2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)
支払利息	7,108千円

3 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)
過年度決算訂正関連費用	41,557千円

4 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)
有形固定資産	37,064千円
無形固定資産	35,187

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,470,000			1,470,000
合計	1,470,000			1,470,000
自己株式				
普通株式	97,500	78		97,578
合計	97,500	78		97,578

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加78株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	第6回新株予約権(自己新株予約権)	普通株式	200,000 -	- (200,000)	200,000 (-)	- (200,000)	- (1,340)
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,569
合計		-	-	-	-	-	4,569 (1,340)

(注) 1. 第6回新株予約権の当中間会計期間減少は、新株予約権の譲渡によるものであります。

2. 第6回自己新株予約権の当中間会計期間増加は、新株予約権の取得によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成28年11月30日)	
現金及び預金勘定	362,946千円
預入期間が3か月を超える定期預金	50,000
現金及び現金同等物	312,946

(リース取引関係)

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
リース料債権部分	80,035	81,875
見積残存価額部分		
受取利息相当額		
リース投資資産	80,035	81,875

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間決算日後(決算日後)の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年5月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	29,590	22,069	16,264	9,236	2,874	

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成28年11月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	29,551	24,493	17,605	8,253	1,971	

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(平成28年5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	613,088	613,088	
(2) 売掛金	132,520	132,520	
(3) リース投資資産	80,035	78,397	1,638
(4) 仮払金	347,524		
貸倒引当金(1)	144,195		
	203,329	203,329	
(5) 投資有価証券	186,559	186,559	
資産計	1,215,534	1,213,895	1,638
(1) 買掛金	51,037	51,037	
(2) 未払金	78,541	78,541	
(3) 長期借入金	1,429,526	1,423,615	5,910
負債計	1,559,105	1,553,194	5,910
デリバティブ取引(2)	12,700	12,700	

(1)仮払金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当中間会計期間（平成28年11月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	362,946	362,946	
(2) 売掛金	88,038	88,038	
(3) リース投資資産	81,875	80,006	1,868
(4) 仮払金	347,415		
貸倒引当金(1)	144,195		
	203,220	203,220	
(5) 投資有価証券	179,926	179,926	
(6) 長期貸付金	1,643	1,662	19
資産計	917,650	915,800	1,849
(1) 買掛金	20,551	20,551	
(2) 未払金	58,918	58,918	
(3) 長期借入金	1,298,050	1,286,563	11,486
負債計	1,377,520	1,366,033	11,486
デリバティブ取引(2)	6,580	6,580	

(1) 仮払金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(4) 仮払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収可能性に懸念があるものについては、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価については、リース料債権部分の合計額を国債の金利と信用リスクを勘案し合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を国債の金利と信用リスクを勘案し合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

負債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成28年5月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	81,879	20,953	60,926
	小計	81,879	20,953	60,926
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券 社債	99,680	100,000	320
	小計	99,680	100,000	320
合計		181,559	120,953	60,606

当中間会計期間(平成28年11月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	77,976	22,180	55,795
	(2) 債券 社債	101,950	100,000	1,950
合計		179,926	122,180	57,745

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(平成28年5月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	デリバティブ内包型社債	100,000	100,000	12,700	6,012
合計		100,000	100,000	12,700	6,012

(注)1.時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

- 2.デリバティブ内包型債券の時価は、デリバティブが組み込まれた債券(複合金融商品)の組込デリバティブを区分処理したものであります。

当中間会計期間(平成28年11月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	デリバティブ内包型社債	100,000	100,000	6,580	6,120
合計		100,000	100,000	6,580	6,120

(注)1.時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

- 2.デリバティブ内包型債券の時価は、デリバティブが組み込まれた債券(複合金融商品)の組込デリバティブを区分処理したものであります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成28年5月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定 支払	長期借入金	124,986	24,978	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当中間会計期間(平成28年11月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定 支払	長期借入金	74,982		(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成28年5月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当中間会計期間(平成28年11月30日)

当社は、本社事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ITアウトソース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当社は、前中間会計期間については四半期報告書を提出しており、中間財務諸表を作成していないため、前中間会計期間のセグメント情報は記載しておりません。

当中間会計期間(自平成28年6月1日至平成28年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社明治及びそのグループ会社	147,427
セコムトラストシステムズ株式会社	511,422
いすゞシステムサービス株式会社	103,806

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自平成28年6月1日至平成28年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自平成28年6月1日至平成28年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当中間会計期間 (平成28年11月30日)
1 株当たり純資産額	147.83円	237.52円

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自平成28年6月1日 至平成28年11月30日)
1 株当たり中間純利益金額	91.13円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	125,072
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	125,072
普通株式の期中平均株式数(株)	1,372,476
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、平成28年11月1日付で東京証券取引所JASDAQ市場を上場廃止となっており、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

平成29年1月18日開催の取締役会において、平成29年3月17日開催予定の臨時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議しております。

1. 資本金の額の減少の目的

資本金からの填補によって繰越欠損金を一掃し、財務体質の健全化を図ると共に、早期復配体制の実現を目指すものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1)減少する資本金の額

資本金の額304,219,900円のうち140,156,412円を減少し、資本金の額を164,063,488円といたします。

(2)資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、減少する資本金の額140,156,412円的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 株主総会基準日公告日 | 平成29年1月11日 |
| (2) 取締役会決議日 | 平成29年1月18日 |
| (3) 株主総会基準日 | 平成29年1月26日 |
| (4) 臨時株主総会決議日 | 平成29年3月17日(予定) |
| (5) 債権者異議申述公告 | 平成29年3月21日(予定) |
| (5) 債権者異議申述最終期日 | 平成29年4月21日(予定) |
| (6) 効力発生日 | 平成29年4月24日(予定) |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第17期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年5月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成28年11月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第18期第1四半期）（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成28年6月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。
平成28年7月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。
平成28年9月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）に基づく臨時報告書であります。
平成28年9月29日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。
平成28年11月10日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（特別損失の発生）に基づく臨時報告書であります。
平成28年11月18日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第15期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
事業年度（第16期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
事業年度（第17期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年5月31日）平成28年12月28日関東財務局長に提出
- (6) 内部統制報告書の訂正報告書
事業年度（第15期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
事業年度（第16期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
- (7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
（第15期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第16期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第16期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第16期第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第17期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第17期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第17期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
（第17期第4四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年1月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書 平成28年11月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年 2月24日

モジュール株式会社

取締役会 御中

公認会計士上野宜春事務所

公認会計士 上野 宜春 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモジュール株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成28年6月1日から平成28年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モジュール株式会社の平成28年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年6月1日から平成28年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年1月18日開催の取締役会において、平成29年3月17日開催予定の臨時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。